

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	総務部 管理局 人事課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年10月9日付け）
<p>【改正の概要】 人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。</p> <p>[26年度分の改正内容] ※給料等は26.4.1適用。12月期勤勉手当は26.12.1適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ（平均0.2%）、初任給調整手当の引上げ ・12月期勤勉手当の引上げ（0.15月分） ○教育職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期勤勉手当の引上げ（0.15月分） ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引上げ（0.15月分） ○教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引上げ（0.15月分） ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期期末手当の引上げ（0.15月分） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期期末手当の引上げ（0.15月分） <p>[27年度分の改正内容] ※27.4.1適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引下げ（平均2.38%） ・地域手当の引上げ（例：東京都特別区在勤者 18%→20%） ・単身赴任手当の引上げ（基礎額 23,000円→30,000円 ほか） ・管理職員特別勤務手当の改定（平日深夜の勤務を支給対象に追加） ・勤勉手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ・再任用職員に単身赴任手当を支給 ・55歳超職員の減額措置の期間の変更 ・給料表の引下げに伴う経過措置（30年3月31日まで現給保障）※以下同じ ○教育職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引下げ、勤勉手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ・管理職員特別勤務手当の改定（平日深夜の勤務を支給対象に追加） ・55歳超職員の減額措置の期間の変更 ○技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員に単身赴任手当を支給 ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を改定） ○教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を改定） ○愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員特別勤務手当の改定（平日深夜の勤務を支給対象に追加） ・再任用職員に単身赴任手当を支給 ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引下げ、期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引下げ、期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） 	
施行日	平成26年12月24日
<p>【その他参考事項】</p>	